

明治時代初期に於ける公立医学校

の廃止

丸山 知良

明治八年から各県において設立されてきた公立医学校は、各県とも必置の動向さえ示して設立を急いでいた。その現象は新時代への意欲を端的に表明して眼を見張るばかりであった。しかし、それが明治二十一年には国立の医学校を含めても十数校にまで減少してしまった。実に公立医学校は全滅といつても言い過ぎでない程の減少である。

これはいかなる理由によるものであろうか。群馬県を例にとれば、明治十四年の文部省年報は次の三点をあげて説明している。

- 一、募集ニ応ズルノ生徒僅タニシテ、之レヲ養成スルニ多額の金員ヲ用フルハ功其費ヲ償ハザルトス
- 二、明治十四年度地方税ノ非常ニ増加シテ民力之レカ負担ニ堪ヘ難キトス

三、本県ノ東京ニ近接スルガ為メニ生徒ヲ東京大学医学部別課ニ托スレバ其教養ノ途ニ於テ支障ナシト為ス

この理由を掲げて明治十四年六月三十日をもって群馬県医学校は廃校となった。廃校としても比較的早い頃になるであろう。しかし各県に於ける公立医学校の廃校はいささかの早い遅いの差はあつても、廃校理由の説明には大同小異、いまいわしの差に過ぎないのではないかと思われる。愛知県を例を引いてみよう。明治十六年の文部省年報による。

地方ノ経済困難ニ際シ、且ツ^(マ)後來医師ノ需用ヲ量ルニ到底之ガ為メ専門ノ一科ヲ置テ維持スルニ堪ヘサルヲ慮リ、遂ニ本年六月ヲ限り、本科ヲ廃シ、別ニ県費医学生留學規則ヲ定メ本年ニ於テ本館在來生徒ノ内優等ノモノ十名許ヲ選ビ東京大学医学部并千葉県医学校ニ留學セシメタリ

とある。経済的理由と東京大学医学部又は千葉県医学校(後に第一高等学校医学部となる)への留學の他に、医師の需用に對して専門の科(医学)を維持するに堪えずといふことは群馬県の第一項の趣旨と同じと考えるべきなのであ

ろう。

これらのことから明治初年の公立医学校は経済的理由によって廃校となったと説明されている。

しかし、建前でない本来の理由はなんであろうか。明治八年九年に勇躍して発足した公立医学校が、わずか四、五年の間に衰亡の途をたどるのは政治的理由によるものである。

医学教育が促成栽培によって成功にしないことへの方針の変更なのではないかと考えるのである。

必要にして充分なる医学教育の実施と最少限でも速やかな医療実施の要望の谷間に於いて試行錯誤しながら、医師の医療活動期間を考え、ここで医学教育の確立の方向を打ち出したと思われる。

そのための経済的配慮があつて自主的に公立医学校の廃止への方向をたどるようになったのである。

明治八年二月十日に医術開業試験が東京・大阪・京都の三府で実施される御達があり、群馬県でも同年四月に実施を申請している。同じ明治八年四月に「医務概則」を県として策定し、内務省へ上申した。

従来開業医師に医学講習を受けさせ、医学校開設の準備をしている。これらは政府の意向を受けて実施しているものであろう。

医学校は明治七年に旧熊谷県時代の衛生所を設けた時に胚胎するという。明治十一年九月に衛生所・医学校建物を新築している。一層開進を希図したというのである。年を累ね労を積み、初めて本校を設くる所以の主旨を達し得るというのは文部省年報の明治十三年に述べているところである。

医学校費用の支出はどこから出されたかということが明確でない。群馬県議会の明治十二年五月三日の質疑において娼妓貸座敷の税について問答があつた。

「娼妓貸座敷の税は地方税に入らないか」という質問である。これについて「ここに問うべきことではない。しかし参考のためにというならば答弁するが、これは地方税に入らないものである」と答えている。番外二番の答である。多分庶務課長、今でいえば総務部長に当るであろう。

更にその金額について「二万四千七百余円官費はいかなる金か」、更に「一万百七十八円補填金は貸座敷の税から

出るといふがどの位の割合か」という問である。この答に娼妓貸座敷の税は税ということができない、醜業であるから賦金というものである。この金は県に委任してあるから出す出さないは県の権限内にある。警察費に出すのは税だけでは負担しきれないからだという。

娼妓貸座敷賦金は明治九年三月から雑税掛が課し警保課が集めている。これが警察機密費となり、検はい費となっていた。衛生は警察の任務の一つであった。この費用を明治十三年四月八日の地方税規則によって変更され、更に明治二十一年八月七日の税制改革によって医学校支出が困難になつていったと考えるのである。

(新島学園女子短期大学)

明治初年の医師制度

深瀬泰旦

江戸時代には医師としての資格要件や業務についてなら公的規制はなく、まったく自由に医業をいとなむことができたため、医師一般の資質、知識、技能は概して低い水準にあった。

明治新政府はこの状況をうれえて、医師の水準を一定のレベルにたもつために、医師の開業許可制を目論んで、明治七年に医制の公布にふみきつたのである。しかし医制の内容はきわめて進歩的で、現行の医療制度の基本的なものをおおくふくんでいるので、反面からみればそれだけ当時の社会制度や社会状況とあいられない部分がおおく、全面的な実施はきわめてむづかしい状況であった。

従来この時期の医師制度についての研究は、中央政府の布達などを中心におこなわれているため、地方の実状については解明されていない点があった。本報告では府県レベ